

広島県告示第八百十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定によって、次に掲げる地籍調査を令和五年五月二十九日付けで国土調査として指定した。

令和五年六月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

調査を行う者の名称	調査地	調査期間
大竹市	南栄一丁目	国土調査指定の日く 令和六年三月三十一日